



会 員 規 程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人九州の食（以下、「当法人」という。）定款第2章に基づき、当法人事業の円滑な遂行を目的として、各種会員の入退会手続、権利義務及び会員の納めるべき会費について規定するものである。

(会員の種別)

第2条 当法人の会員は、次に掲げる4種とする。

- (1) 正会員 当法人の運営に主体的に貢献できる専門的知識・人間性・実行力を兼ね備えている者で、当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 個人会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業を賛助するため入会した個人
- (3) 法人会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業を賛助するため入会した団体
- (4) 名誉会員 当法人又は九州地域の食の普及、推進、発展に功労のあった者並びに学識経験者で社員総会において推薦された個人又は団体

(入会手続き)

第3条 当法人に入会しようとするものは、当法人所定の入会申込書を提出して申請を行わなければならない。

2 当法人に入会するには、以下のとおりの決議又は承認を要する。

- (1) 正会員 社員総会の決議
- (2) 個人会員 会長の承認
- (3) 法人会員 会長の承認
- (4) 名誉会員 社員総会の決議

(入会金)

第4条 当法人の入会金の額は、金0円とする。

(年会費)

第5条 当法人の年会費の額は、以下のとおりとする。

- (1) 正会員 10,000 円
- (2) 個人会員 10,000 円（1口あたり）
- (3) 法人会員 10,000 円（1口あたり）
- (4) 名誉会員 0 円

2 年会費は、当法人の事業年度（毎年9月1日～翌8月31日）に対応して支払うものとする。

(納入方法)

- 第6条 入会金及び年会費の納入は、当法人の指定金融機関に振り込むものとする。
- 2 入会金及び年会費は、入会承認後、当法人の請求に基づき、納付期限までに速やかに納付するものとする。

(会員の権利及び義務)

- 第7条 各種会員は、当法人の事業の目的の遂行を支援・援助するとともに、当法人のイベント等において一定の便宜を受けるものとする。
- 2 便宜の内容は、理事の過半数の決定により別途定める。
 - 3 各種会員は、以下の行為を行ってはならない。
 - (1) 当法人の定款その他の規程に違反すること
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をすること

(届出事項の変更)

- 第8条 各種会員は、入会申請書の記載内容に変更があったときは、速やかに当法人に届け出なければならない。
- 2 各種会員が上記の届出を怠ったことに起因する不利益について、当法人は一切の責任を負わない。

(退会手続)

- 第9条 会員で退会しようとするものは、退会の1か月前までに、当法人所定の退会届を提出しなければならない。

(資格喪失)

- 第10条 各種会員は、定款第10条の定めにより、会員資格を喪失する。

(会費の返還)

- 第11条 納入された入会金・年会費は、理由のいかんを問わず返還しないものとし、事業年度の途中で退会した場合も同様とする。

(改廃)

- 第12条 この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。
- 2 前項の改廃を行ったときは、遅滞なく会員に告知しなければならない。

附則

この規則は、平成26年9月1日から施行する。